

子ども・子育て支援新制度

公立幼稚園における在園児の利用者負担経過措置について（案）

平成27年度以降の入園児については、新制度における応能負担の保育料（入園料込※裏面参照）が適用されますが、平成26年度に入園し引き続き平成27年度に在園する園児（在園児）については、既に入園料を支払い済みであるため、下記のとおり現行の利用者負担と同水準の負担となるように経過措置を設けるものとする。

【現行の利用者負担】

◇入園料 10,000円

◇保育料 9,500円（月額）

◎保育料減免制度（入園料は対象外）

①全額免除：〔対象〕生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯

②半額減額：〔対象〕市町村民税所得割課税額59,000円以下の世帯

◎公立幼稚園就園奨励費制度（国基準に基づく多子世帯の負担軽減 ※所得制限なし）

①年額40,000円支給：〔対象〕第2子（小学校3年生までに兄・姉が1人いる園児）

②年額79,000円支給：〔対象〕第3子以降（小学校3年生までに兄・姉が2人以上いる園児）

階層区分	世帯の 推定年収	保育料月額（入園料別）	
		減免制度による 減額金額	実質負担額
① 生活保護世帯	—	9,500円	0円
② 市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,500円	0円
③ 市町村民税所得割課税額 59,000円以下	～310万円	4,750円	4,750円
④ 市町村民税所得割課税額 59,001円以上	310万円～	0円	9,500円



【平成27年度の利用者負担（経過措置）】

【対象者】：平成26年度に入園し、引き続き平成27年度に在園する園児

◇入園料（入園時に支払済。月額換算420円程度）

◇保育料 下記のとおり

◎保育料減免制度の廃止（応能負担の考えに基づく）

◎公立幼稚園就園奨励費制度の廃止（多子世帯の負担軽減措置適用。表欄外参照）

階層区分	世帯の 推定年収	保育料月額（入園料別）	
		減免制度による 減額金額	実質負担額
① 生活保護世帯	—		0円
② 市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円		0円
③ 市町村民税所得割課税額 59,000円以下	～310万円		4,750円
④ 市町村民税所得割課税額 59,001円以上	310万円～		9,500円

※小学校3年生までの子どもで、最年長の子どもから順に2人目の園児は半額、3人目以降の園児は無償となります。

＜参考＞「芦屋市における利用者負担の考え方について（平成26年度第4回芦屋市子ども・子育て会議）」より
【公立幼稚園，新制度に移行する私立幼稚園及び認定こども園（教育）の保育料（案）】

対象者：平成27年度以降に入園する園児（入園時の年齢は問わない）

階層区分	世帯の 推定年収	保育料月額（入園料込み）	
		国基準（上限）	芦屋市
① 生活保護世帯等	—	0円	0円
② 市町村民税非課税世帯※ （市町村民税所得割非課税世帯含む）	～270万円	9,100円	2,000円
③ 市町村民税所得割課税額 77,100円以下	～360万円	16,100円	6,500円
④ 市町村民税所得割課税額 211,200円以下	～680万円	20,500円	10,000円
⑤-1 市町村民税所得割課税額 301,000円以下	～930万円	25,700円	12,000円
⑤-2 市町村民税所得割課税額 301,001円以上	930万円～	25,700円	15,000円

※第2階層で，母子世帯等，在宅障がい児（者）のいる世帯，その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）は，①階層の金額を適用します。

※小学校3年生までの子どもで，最年長の子どもから順に2人目の園児は半額，3人目以降の園児は無償となります。

※料金（案）はあくまでも検討中のものです